

# 第6章 アンチ・ダンピング措置

## 1. ルールの概観

### (1) ルールの背景

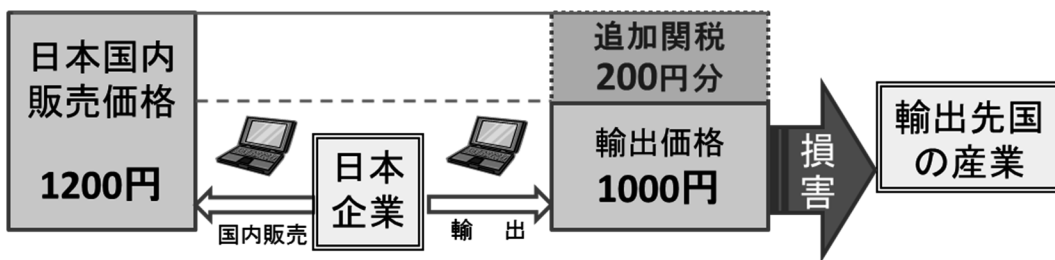
WTO 協定でいう「ダンピング」とは、ある産品が正常価額よりも低い価額で他国に輸出されることを指す。正常価額とは、通常、輸出国の国内向け販売価格を指す。そして、ダンピング輸出によって、輸入国の産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあるときは、輸入国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対しダンピング防止税を課すことができる。つまり、ダンピング輸入された産品に対して、正常価額と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD 税）を賦課することができる。

価格比較の際、国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合（例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など）、あるいは国内での販売量が少ないこと等により、比較可能な国内販売価格がない場合は、正常価額として第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる（AD 協定 2 条 2 項）。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD 措置は、最恵国待遇（第 II 部第 1 章参照）の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第 II 部第 8 章参照）のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらず AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用も目立つ。

AD 措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドーハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図られたが、これらの AD 措置濫用の懸念は、引き続き、多くの国が有している。

<図表 II-6-1>ダンピングの例



### (2) 法的規律の概要

#### ① ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、GATT 6 条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定 6 条の実施に関する協定」（AD 協定）が定められている。

#### (a) GATT 6 条

AD 税に関して、GATT 6 条に次のように定められている。

## 第6条

1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能な最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

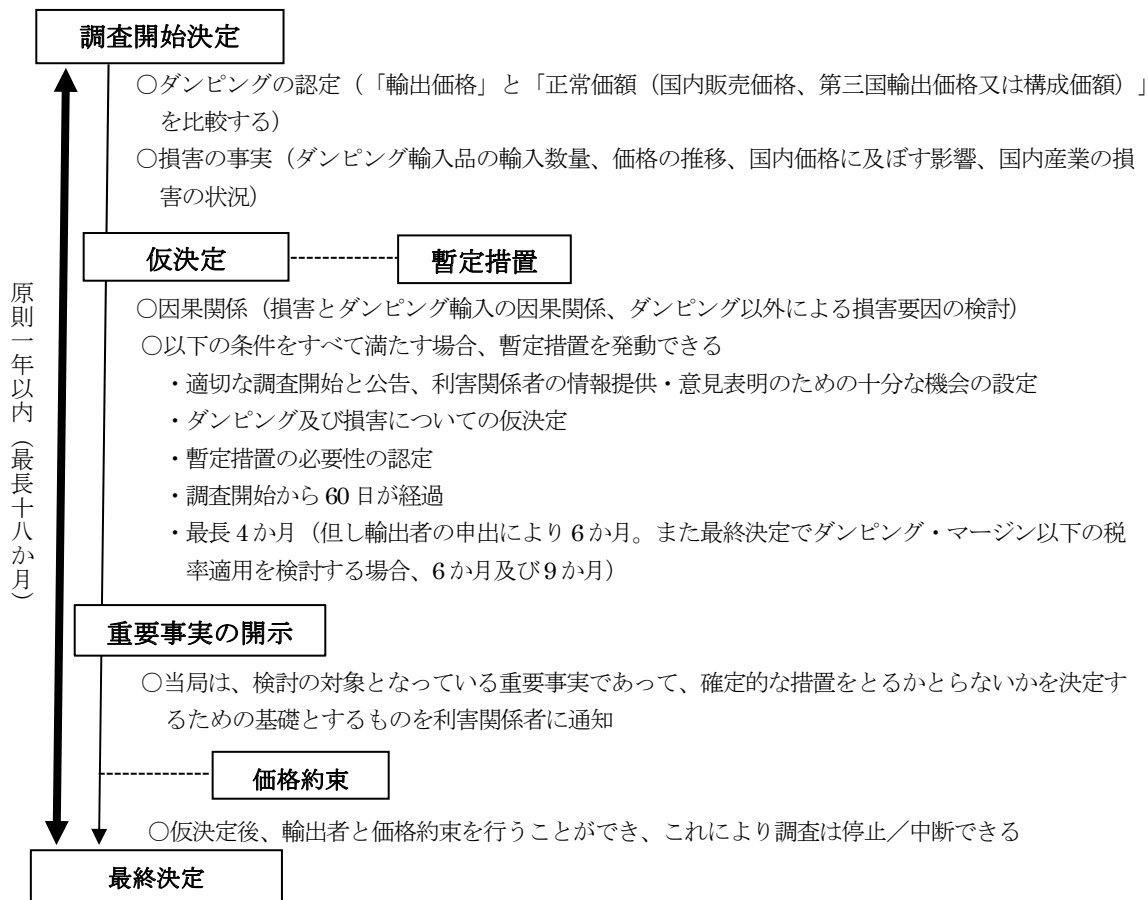
### (b) AD協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定（1967年調印・1968年発効）され、東京ラウンドでの改正

（1979年作成・1980年発効）及びウルグアイ・ラウンドでの改正（1994年作成・1995年発効）を経て現在に至っている。現行AD協定はAD調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

### <図表 II-6-2> AD 調査の流れ

- 申請は国内産業を適切に代表していること（申請に賛同する国内生産者の生産高が、国内総生産高の 25 %以上を占めており、かつ、申請に反対する国内生産者の生産高を上回っていること）
- ダンピング輸入の事実及び損害等の事実についての証拠の提供



- 当局は以下の事項を決定し、公告する
  - ・AD 税賦課の判断、AD 税の額
  - ・当該判断の基礎となった理由及び事実（損害、ダンピング・マージン）
  - ・利害関係人の意見に対する回答

### ②AD 委員会

WTO では、AD 措置に関して議論する場として、年 2 回 AD 委員会が開催されている。そこでは、各国の AD 実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国の AD 措置についての報告等、AD に関する様々な問題の検討が行われる。さらに、AD 委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に 2 つ設けられている。1 つは迂回防止非公式会合であり、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD 委員会に付託されることとなった迂回問題について議論を行う。もう 1 つは実施会合であり、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う。最近では、各国のプラクティスの共有という側面が強くなっており、各国の調査当局によって、活発な議論が行われている。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかに AD 委員会をはじめとする WTO の場で指摘を行い、是正を求めている。

### ③迂回問題

AD措置に関する「迂回（Circumvention）」とは、一般に、AD税賦課命令の対象となるべき商品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。もっとも、GATT/WTO協定上は、その定義は未確定である。迂回に関しては、加盟国間で意見の相違があり、AD協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで合意に至っていない。迂回防止措置（一般に、迂回行為とされる輸出に対して通常のAD調査よりも簡易な調査に基づきAD措置の対象とすることをいう。）については、ADの実効性確保の観点から一定の存在意義は認められるが、他方、制度設計によっては、適切な調査を経ないまま不合理にAD措置が拡大されるおそれもあり、今後も各国の法制や措置を注視していく必要がある（下記「（3）他国のAD調査手続に対応する際の留意点について」及び特集記事（コラム）「迂回と通商ルール」も参照）。

## （3）他国のAD調査に対応する際の留意点<sup>1</sup>

### ①調査対象企業の対応全般について

AD協定上、調査当局は、調査対象企業をはじめとする利害関係人から、質問状や現地調査などを通じて必要な情報を収集するとともに、利害関係人には、自らの利益を擁護するため証拠の提出及び意見の表明をする機会が与えられる（AD協定6条1項、2項及び4項）。調査対象企業は、調査に応じる義務はなく、調査対応にかかる費用・負担を考慮して調査対応をしないという選択も可能であるが、ファクツ・アヴェイラブル（facts available）を用いた認定がされる等の不利益を受ける可能性がある。

AD調査は、調査実施国の国内法上の手続であるが、同時にWTO加盟国はAD協定の定めに従って調査を行う義務を負っていることから、調査当局の手続や決定内容が、国内法のみならず、AD協定に違反するとの主張も有効であることがあり、調査手続過程でもそのような観点からの主張が可能かどうかを検討すべきである。

また、我が国の調査対象企業が複数である場合、調査実施国の国内産業に対する損害及び因果関係の要件は、企業ごとに計算されるダンピング・マージンとは異なり、我が国からの輸出全体について検討・認定されるため、例えばダンピング輸出以外の事象が国内産業の損害の真の原因であるといった主張を行う場合、企業毎に主張が食い違っていると主張の有効性を損なうことに注意が必要である。

### ②手続の段階ごとの対応について

#### (i) 調査開始決定前

AD調査は、国内産業から調査当局に対して調査開始申請がされることによって開始されるのが通常である（AD協定5条1項）。国内産業は、調査開始申請のために、ダンピング、損害及び因果関係に関する証拠を添付した申請書を調査当局に対して提出し（AD協定5条2項）、調査当局は、調査開始を正当とする十分な証拠があるかどうかを検討し、調査開始の可否を決定する（AD協定5条3項）。

#### (ii) 調査開始決定後

調査開始が決定されるとその旨公告や公表が行われ、また輸出国政府（通常は輸入国に駐在する大使館）や調査当局に知られている輸出者/生産者、輸入者等の利害関係者に通知される。

調査対象企業は、申請書及び証拠の内容を吟味することによって、必要に応じて反論することが可能になる。特に、調査対象製品の輸出価格、輸出量、輸入国における市場シェア等の動向は重要な情報となる。

日本からの輸出の場合、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出していることも多く、国内産業に損害を生じさせておらず、国内産品との競合がないことを示す証拠を提出して、当該製品を調査対象製品の範囲から除外するよう求めることもある。さらに、調査対象製品の範囲に、相互に競争関係のない製品カテゴリーが含まれている場合には、損害認定の際に製品間の競争関係を踏まえた分析をするよう求めるべきかを検討することも重要である。

<sup>1</sup> 詳細は経産省ウェブサイト「日本企業の海外AD対応について」（[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/ADletter.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ADletter.html)）も参照。

### (iii) 質問状に対する回答

調査開始決定後、調査当局からダンピングや損害の認定のために調査対象企業等へ質問状が送付され、調査対象企業は、これに回答することとなる（AD協定6条1項参照）。

AD調査は、一般に、「ダンピング調査」と「損害調査」に大別される。ダンピング調査では関係会社を含む会社の組織構成や調査対象製品の特性等の一般的事項のほか、個々の取引に関する詳細なデータ、生産コスト及び関連費用等が、損害調査では上記一般的事項のほか、生産能力・在庫・生産量・輸出力・平均輸出価格等の経営及び財務等に関する情報が調査の対象となる。ダンピング調査については過去1年分、損害調査についてはダンピング調査の1年分を含めた過去3年分が質問の対象（調査期間）となる場合が多い。

質問事項のうちどの範囲の質問に回答するかは、基本的には調査対象企業が調査対応に伴うコストと利益を考量して決めることとなる。この点、特にダンピング調査における質問に回答するには、膨大なデータの調査・収集・検証が必要となる場合や、企業にとって機密性の高い情報も調査当局に提出せざるを得ない場合がある。他方、仮に調査対象企業が質問に対応しなかったり対応が不十分であったりした場合、ファクツ・アヴェイラブルが用いられる結果、国内産業の主張（申請書に記載のデータ等）がそのまま用いられるなどして、内容によっては調査対象企業が不利益な認定を受けるおそれがある。

また、「関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定（注：ダンピングマージンの個別の決定）を行うことが実行可能でないほど多い場合」、例外的にサンプリング調査が用いられる（AD協定6条10項）。仮にサンプリング調査の対象から外れた企業であっても、必要な情報を検討のための期限内に提供した場合には、個別のダンピング・マージンが認定される（AD協定6条10項2号前段）。ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結することを妨げるほど、輸出者又は生産者の数が多い場合は、個別のダンピング・マージンの認定は求められないとされている（AD協定6条10項2号但書）。

### (iv) 現地調査

調査当局は、質問状に回答した調査対象企業の本社や工場等に対し、数名の調査官が1社当たり数日かけて、企業の帳簿や個々の伝票等を調査・閲覧して、質問状の回答として提出された販売・コストデータ等の完全性・正確性等を検証することができる（現地調査）。これに対応しない場合は、回答の正確性等が検証されないため、ファクツ・アヴェイラブルが適用されて、不利な認定を受けるおそれがある。

### (v) 公聴会

公聴会では、調査対象企業及び国内産業のほかに、輸入国内のユーザー産業にも参加が許される場合も多く、AD課税の要件に関する事実（製品の代替可能性等）やAD措置を課した場合の影響（輸出が滞ることによって輸入国内で原材料の調達に困難になる等）等につき互いに意見を表明する機会が与えられる。

### (vi) 仮決定

AD協定上、調査当局は、仮決定を行うことを義務付けられているわけではないが、仮決定を行う場合、調査当局は、同決定を公告しなければならない（AD協定12条2項及び12条2項1号）。仮決定でクロ（ダンピング、損害及び因果関係がいずれもあると認定されること）認定が行われ、かつ、調査期間中の損害を防止するために必要であると認められる場合には、調査当局は、暫定措置としてAD課税を開始することができる（AD協定7条1項(ii)）。

調査対象企業には、仮決定の内容を分析し、不合理な認定がないかどうか、特に調査実施国の国内法又はAD協定に不整合な点がないかどうかを吟味した上、反論書面を提出する機会が与えられる。

### (vii) 重要事実開示及び最終決定

調査当局は、最終決定を行う前に、最終決定の基礎を成す重要な事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与えなければならない（AD協定6条2項及び6条9項）。この機会が利害関係人にとって最後の反論の機会になる。

調査当局は、このような重要事実開示及び利害関係人による反論を経た上で、最終決定の公告を行う（AD協定

12条2項及び12条2項2号)。クロ決定の場合は、調査対象企業は、最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて更に争うか、あるいはWTO紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくか等を最終的に検討することとなる。

なお、最終決定の税率が暫定措置の税率を下回る場合には、その差額は還付される（AD協定10条3項）。他方最終決定の税率が暫定税率を上回る場合、その差額は徴収されない。

### ③調査対応への日本政府の関与について

#### (i) 調査手続中の支援

調査手続中には、政府が利害関係人として意見書を提出したり、大使館員等の政府関係者が公聴会等に出席したりして、輸出対象企業の主張を支持する意見を述べる事が可能である（AD協定6条11項(ii)参照）。また、年に2回ジュネーブで行われるWTO・AD委員会では、主にWTOルール上の観点から、各国の調査について、WTO協定上の問題点を指摘する等の対応も行っている。

#### (ii) WTO紛争解決手続の活用

AD税が賦課された後（又は暫定課税がなされた後）は、WTO紛争解決手続（第II部第17章参照）において措置及び手続の協定整合性を争うことが可能である。

WTO紛争解決手続の活用にあたっては、パネル及び上級委員は、調査手続中に提出された証拠しか用いることができず、紛争解決手続段階で初めて提出された証拠に依拠してAD措置が協定不整合であると判断することはできない（AD協定17条5項(ii)）ことや、調査当局の事実認定及び要件判断を前提に、それが適切であったかどうかという観点から検討する（AD協定17条6項(i)）ことに留意する必要がある。

そのため、WTO紛争解決手続の利用も視野に入れている場合には、重要な証拠や主張は必ず調査手続で書面提出されていなければならない。例えば、調査対象産品と同種の国産品との間の競争関係についての情報を当局が積極的に収集していないような場合でも、そのような証拠が損害・因果関係の認定において重要であることを示した先例があること等に留意すべきである。

また、WTO紛争解決手続は政府が行う手続であることから、WTO紛争解決手続を活用できる可能性が高い案件については、調査初期の段階から、経済産業省をはじめとした政府に対して、調査当局の決定書や証拠等の関連文書や、調査・認定の法的問題点や対応方針等を随時共有しておくことが有用と考えられる。

政府がWTO紛争解決手続の利用を検討する場合には、個別企業の利益に加えて、当該製品を輸出する産業界全体の利益も考慮する必要があることから、WTO紛争解決手続の活用にあたっては、当該産業界全体の支援があることが望ましい。

## (4) ドーハ開発アジェンダにおけるAD協定改正交渉進捗状況

現行AD協定は、1994年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正されたものであるが、協定締結後ほどなくしてAD措置の発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じ、安易な措置の濫用が見られるようになってきた。我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD措置の濫用防止に向けたAD規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおけるAD協定改正のための交渉の実現を求め、2000年10月AD規律強化を重視するグループ（ADフレンズ）を立ち上げ、AD協定改正交渉を主導した。しかしながら、ドーハ開発アジェンダ交渉全体の停滞を受け、2011年4月の議長テキスト発出以降、交渉会合そのものは開催されていない。改正交渉の詳細な経緯については、2016年版不正貿易報告書339-343頁参照。

## (5) 最近の動向

AD調査の開始国は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州をはじめとした先進国が多かったが、近年では、中国やインド、韓国、ブラジルなどの新興国が増加しており（図表II-6-3参照）、それらの国から我が国に対するAD

措置も多く発動されている（図表II-6-4参照）。これらの国のAD調査は、手続の透明性が低く、調査当局の決定に関する説明が不十分であり、利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法がAD協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

＜図表II-6-3＞WTO発足以降の主要国のAD調査開始件数の推移（2025年6月30日時点）<sup>2</sup>

	調査開始年（年）												合計
	1995-1999	2000-2024	2005-2009	2010-2014	2015-2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025.1-6		
調査開始国	米国	134	222	84	87	201	89	24	19	64	65	29	1018
	EU	186	117	102	63	53	12	11	3	10	29	13	599
	カナダ	56	77	18	45	51	24	6	2	1	8	18	306
	インド	132	268	192	148	239	92	30	29	45	81	41	1297
	中国	5	104	89	40	70	4	0	2	1	11	2	308
	韓国	41	36	31	19	25	3	7	5	3	3	0	173
	インドネシア	32	28	20	42	20	2	0	0	10	11	0	165
	トルコ	13	76	55	36	49	3	9	0	6	23	4	274
	メキシコ	37	42	18	32	32	7	4	4	4	11	9	200
	ブラジル	68	48	64	189	49	9	11	0	7	37	12	494
	アルゼンチン	92	92	73	58	73	6	15	9	6	1	0	425
	日本	0	2	4	2	6	1	2	0	0	1	0	18
	その他	458	322	272	308	325	103	67	16	34	87	26	2018
	合計	1,254	1,434	1,002	1,089	1,193	355	186	89	191	368	154	7,295

＜図表II-6-4＞措置継続中の対日AD案件リスト（2025年6月30日時点）<sup>3</sup>

米国（23件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
PC鋼より線	1978.12.08	2023.4.12 措置継続
溶接管継手	1987.02.10	2022.02.11 措置継続
真鍮板	1988.08.12	2023.04.04 措置継続
グレイ・ポルトランド・セメント	1991.05.10	2023.02.10 措置継続
クラッド鋼板	1996.07.02	2024.04.16 措置継続
ステンレス線材	1998.09.15	2022.02.24 措置継続
ステンレス薄板	1999.07.27	2023.12.07 措置継続
大径継目無鋼管	2000.06.26	2023.06.14 措置継続
小径継目無鋼管	2000.06.26	2023.06.13 措置継続
ブリキ及びビティンフリー・スティール	2000.08.28	2024.07.11 措置継続
大径溶接ラインパイプ	2001.12.06	2019.10.11 措置継続
ポリビニル・アルコール	2003.07.02	2021.04.09 措置継続
熱拡散ニッケルめっき圧延平鋼製品	2014.05.29	2025.04.09 措置継続
無方向性電磁鋼板	2014.12.03	2020.12.23 措置継続
冷延鋼板	2016.07.14	2022.08.25 措置継続
熱延鋼板	2016.10.03	2022.12.22 措置継続
厚板	2017.05.25	2023.02.10 措置継続
鉄筋用棒鋼	2017.07.14	2023.02.10 措置継続
グリシン	2019.06.21	2025.01.28 措置継続
メチオニン	2021.09.14	
感熱紙	2021.11.22	

<sup>2</sup> 複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。

出典：WTO ウェブページ ([https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_InitiationsByRepMem.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf))

<sup>3</sup> 1995年以降に対日AD措置がある国のうち、2025年6月30日時点で対日AD措置を継続する国について、措置件数の多い順に列挙した。発動中のAD措置は<https://trade-remedies.wto.org/en/antidumping/measure/>においても検索可能だが、図表II-6-4の作成においては以下を参照した。

出典：WTO ウェブページ (<https://trade-remedies.wto.org/en/antidumping/reports/>)

アルミニウム平版印刷版	2024.11.22	
メラミン	2025.01.31	

## 中国（18件）

調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
光ファイバー	2005.01.01	2023.01.01 措置継続
クロロプレン・ゴム	2005.05.10	2023.05.10 措置継続
電解コンデンサ紙	2007.04.18	2025.04.17 措置継続
写真用印画紙	2012.03.22	2024.03.23 措置継続
レゾルシノール（レゾルシン）	2013.03.23	2025.03.23 措置継続
光ファイバー母材	2015.08.19	2024.07.11 措置継続
未漂白紙紙袋	2016.04.10	2022.04.10 措置継続
ポリアクリロニトリル繊維	2016.07.14	2022.07.14 措置継続
方向性電磁鋼板	2016.07.23	2022.07.23 措置継続
塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	2017.04.20	2023.04.20 措置継続
メチルイソブチルケトン	2018.03.20	2024.03.16 措置継続
ヨウ化水素酸	2018.10.16	2023.10.16 措置継続
アクリロニトリルブタジエンゴム	2018.11.09	2023.11.09 措置継続
オルトジクロロベンゼン	2019.01.23	2024.01.23 措置継続
フェノール	2019.09.03	
ポリフェニレンスルフィド	2020.12.01	
m-クレゾール	2021.01.15	
ポリホルムアルデヒド共重合体	2025.05.18	

## インド（5件）

調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
トルエンジイソシアネート	2017.06.05	2022.06.03 措置継続
デジタルオフセット印刷版	2020.01.30	2024.09.28 措置継続
電気亜鉛めっき	2022.10.19	
シアン化ナトリウム	2024.06.27	
不溶性硫黄	2025.06.06	

## カナダ（3件）

調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
鉄鋼厚板	2014.05.20	2020.03.13 措置継続
大径溶接ラインパイプ	2016.10.20	2022.08.03 措置継続
鉄筋用棒鋼	2017.05.03	2023.02.02 措置継続

## マレーシア（3件）

調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
広幅冷延鋼板（非合金・合金鋼）	2019.12.24	2025.06.20 措置延長
狭幅冷延鋼板（非合金・合金鋼）	2023.09.28	
広幅圧延鋼板（非合金・鉄）	2025.05.09	

## メキシコ（2件）

調査・課税対象産品	賦課日	措置延長日
継目無鋼管	2000.11.11	2020.11.11 措置継続
ポリブタジエン・スチレン樹脂	2019.01.26	2025.05.29 措置継続

## 豪州（2件）

調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
合金鋼厚板	2014.11.05	2024.11.05 措置継続

熱間合金・非合金形鋼	2014.11.20	2024.11.20 措置継続
------------	------------	-----------------

タイ（2件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
ステンレス冷延鋼板	2003.03.13	2021.02.18 措置継続
熱延鋼板	2003.05.27	2021.06.09 措置継続

韓国（1件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
塗工印刷用紙	2018.07.22	2024.03.18 措置継続

ブラジル（1件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
ラジアルタイヤ	2014.11.24	2021.03.22 措置継続

EU（1件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
方向性電磁鋼板	2015.10.31	2022.01.18 措置継続

トルコ（1件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
熱延鋼板	2024.10.11	

EAEU（アルメニア、カザフスタン、キルギス、ロシア）（1件）		
調査・課税対象産品	措置発動日	措置延長日
アルミ合金ホイール	2025.03.22	

## (6) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。最近では国の成長戦略において重要産業として位置づけられた特定の産業の保護目的や国産品優遇政策の一環と思われる AD 調査も見受けられる。一度、高税率の AD 措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、調査対象企業及び関連産業（当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む）へ甚大な影響を与えることとなる。

### ①調査の開始による影響

AD 調査が開始された時点で、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。また、いったん AD 調査が開始されると、調査対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答するためには、短期間に多大な労力と時間、そして費用が必要とされる。このように AD 調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大きいため、場合によっては当該企業が部分的に回答を放棄する場合、ファクツ・アヴェイラブルが適用されることになる（AD 協定6条8項）。

### ②技術革新への影響（AD 課税対象産品の不当な拡大）

AD 課税決定後に開発された新製品（後開発製品）についても、課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の定義を広く解釈し、實際上、課税対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対して AD 税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、實際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否

かを改めて調査して、AD課税の可否を検討すべきである。

このように、課税対象製品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新にも影響を与えると考えられる。他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品がAD課税の対象から外れることになると、国内産業を保護する目的のAD措置の実効性を損なう可能性もある。

### ③生産活動のグローバリゼーションへの影響

我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対して新たにAD調査が開始される（あるいは、それまで我が国から輸出されていた製品にAD税が賦課されていた場合に、当該生産移転がAD課税の迂回行為との疑いをかけられる）ケースもしばしば見られる。

この場合、我が国が直接調査対象となっているわけではないので、日本政府による対象企業との連携はやや難しくなる。その上、生産拠点のある当該開発途上国のAD調査対応が十分とは限らない。その結果、AD調査対応が不十分なために不当なAD措置が発動されることになれば、結果として投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりすることにもなる。我が国企業が海外進出するときは、AD措置を積極的に活用する国（例えば中国やインド等）が存在する現状を十分認識し、生産活動のグローバリゼーションに伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

## (7) 対中アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について

### ①問題の所在

中国からの輸出に対するダンピング・マージン（正常価額と輸出価格の差額）の認定においては、2001年のWTO加盟時の取決め（中国加盟議定書）に基づき、正常価額として、中国の国内販売価格以外の代替価格（第三国の国内販売価格等）を用いて、代替価格と中国からの輸出価格を比較することが可能となっている。

この背景には、中国については、国による過剰な補助金や低利融資、また国有企業による競争歪曲性等の問題が存在し、市場経済化が不十分で、真の国内価格が分からなかったり、不相当に低かったりするため、輸出価格との適切な価格比較ができず、適切な差額（ダンピング・マージン）が出にくいという認識がある。

この根拠規定の一部（中国加盟議定書15条(a)(ii)<sup>4</sup>）が、中国のWTO加盟から15年経過後の2016年12月11日に失効したことに伴い、その後の取り扱いが国際的な議論になった（「市場経済国問題」）。

市場経済国問題は、根拠規定の一部が失効することに伴う法的な解釈論であると共に、中国における過剰設備問題の背景に、政府による市場歪曲的な補助金（政府系金融機関による特定産業に対する市場歪曲的な低利融資等も含んだ概念）があるとされている中、中国を市場経済的な国として扱うかどうかという文脈でも注目されている。

### ②各国の対応方針

#### (a) 米国

米国は、米国AD法令（1930年関税法§1677(18)）において、AD課税の調査において代替価格を使用できる「非市場経済（NME）国」の定義を設け、別途米商務省が、「中国」についてNME国である旨認定している。中国加盟議定書に基づき、15条(a)(ii)失効後も、引き続き中国のNME国扱いを維持し、中国に対するAD調査

<sup>4</sup> 参考：中国加入議定書第15条

(a) (AD協定の下における価格比較可能性の決定にあたり、輸入国であるWTO加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格又はコストを用いるか、又は以下の規則に基づき、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(i) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができる場合には、輸入国であるWTO加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中国の価格又はコストを用いる。

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国であるWTO加盟国は、中国における国内価格又はコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中略)

(d) 輸入国であるWTO加盟国の国内法において、中国が自国は市場経済国であることを証明したときは、この節の(a)の規定の適用は終了する。この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない。いずれの場合であっても、この節の(a)(ii)の規定は、加入後15年の経過をもって失効する。さらに、輸入国であるWTO加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業又は部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、この節の(a)に規定された非市場経済条項は、当該産業又は部門について適用されない。

において、代替価格を使用する方針であり、2017年10月、中国産アルミ箔に対するAD調査において、国内法に基づき、2006年以来11年ぶりに、改めて、中国についてNME国である旨を認定した。当該認定は、中国がNME国である理由として、中国政府及び共産党等が、主要な経済主体（金融機関、製造業・エネルギー産業・インフラ産業等）の保有等を通じ、また、産業計画等による達成目標の指示等によって、資源配分を直接・間接に管理し、経済主体のインセンティブを歪めているため、中国では市場原理が十分に機能しているとはいえないことを挙げている。

#### (b) EU

EUは、2017年12月にAD規則を改正した（EU規則No.2017/2321）。改正前のAD規則（EU規則No.2016/1036）では、代替価格を使用する「NME国」として、中国等の国名を明示し、原則として、AD課税調査における代替価格の使用を義務づけていたが、改正後のAD規則では、「NME国」という用語を用いず、また、規則において特定国を明示することなく、重大な市場歪曲が認められる国・産業について、代替価格を使用できる、という規定ぶりとなった。ただし、新規則は、欧州委員会が、十分な根拠を有する場合には、特定の国・産業について、重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出する旨を規定している。欧州委員会は、新規則に基づき、2017年12月、中国について重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出しており、対中AD調査において代替価格を使用継続できることを明確化している。なお、上記レポートでは、①中国における経済活動の枠組みの特徴として、引き続き、国家が資源の分配及び価格について決定的な影響力を及ぼしていること、②生産に影響する要素（土地、エネルギー、資本制度、原材料、労働力等）の分配及び価格付けが、国家によって重度に影響を受けていること、③EUのAD調査対象となることが多い4つの産業（鉄鋼、アルミ、化学、セラミック）についても、個別に検討した結果、①・②の認定内容が確認できること、といった認定に基づいて、中国では、価格・コストが、重大な政府介入に影響されており、自由な市場の力で形成されているとはいえないため、重大な市場歪曲がある、と結論づけている。

#### (c) 我が国

我が国では、「不当廉売関税に関する政令」（2条3項）において、中国に対するAD課税調査に第三国価格を使用できる旨規定している。2016年12月11日以降も引き続き、中国産品に対するAD調査において第三国価格は使用可能と解釈し、これを明確化するため、「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に所要の修正を行った。

#### (d) その他の国々

豪州は中国とのFTA交渉入り前の2005年に、中国をAD調査で市場経済国扱いすると表明し、韓国も2005年、中国をAD調査で市場経済国扱いすることを約束し、調査実務上、中国産品に対するAD調査において、他の市場経済国の産品に対するAD調査と同じ規律を適用している。ブラジルは、2004年に中国に対して市場経済国扱いすることを政治的に約束したものの、現時点まで国内法令を変更しておらず、調査実務上は中国産品に対するAD調査において第三国価格の使用を継続している。

これに対して、カナダは、2016年12月11日の一部根拠失効後も、中国に対してAD調査で、第三国価格を使用できる規定を維持している。また、インドは、国内法令・調査実務上、中国に対するAD調査において第三国価格の使用が可能であり、特段変更する予定を発表していない。

### ③WTO紛争解決手続

2016年12月12日、中国は、米国及びEUに対して、市場経済国問題に関して、WTO上の二国間協議要請を行った。

対米国ケース（DS515）については、2017年11月、上記アルミ箔AD調査におけるNME国再認定等を踏まえて、中国が米国に対し二度目の協議要請を行ったが、その後中国は米国に対してパネル設置要請を行っていない。

対EUケース（DS516）は、2017年4月にパネルが設置され、日本、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ロシア等20か国が第三国参加し、パネル手続が進行していたが、2019年6月14日、DSU12条12項に基づく中国からの要請を受け、パネルは手続を停止した。その後、2020年6月15日、停止期間が1年以上に及

んだため、パネルの設置根拠が失効した。

なお、米国は、第三国意見書（公開済み）において、①そもそも GATT 6 条上、正常価額と輸出価格の間には「比較可能性」が求められるところ、NME 国では、国内価格・費用は、歪曲しており、比較可能性を欠くため、正常価額として使用する必要はない、②加盟議定書 15 条 (a)(ii) 失効後も、(a) の残存文言は、GATT 6 条の上記解釈を確認する内容なので、対中 AD 調査においても、（中国が NME 国である限り）引き続き代替価格は使用可能である、③中国は現在も NME 国であるから、各加盟国は依然として代替価格を使用できる、という法的主張を展開している。

## (8) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税定率法第 8 条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの 3 つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業界からあった場合、これらの法規に基づき対処することとなっている<sup>5</sup>。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等について、調査当局は随時質問・相談に応じており、ウェブページにも申請手続きや輸入モニタリングシステムなど申請に役立つ各種情報、ツールを掲載している<sup>6</sup>。最近の調査の概要は、以下のとおりである。

<図表 II-6-5> 豪州、スペイン、中国及び南アフリカ産電解二酸化マンガン

(経緯)	
2007年 1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	調査開始
2008年 6月14日	暫定AD税の賦課開始
9月 1日	確定AD税の賦課開始
2012年 8月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
	※豪州は延長申請対象から除外
10月30日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2014年 3月 6日	AD税の課税期間の延長
2018年 3月 2日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
	※スペイン、南アフリカは延長申請対象から除外
4月18日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2019年 3月 5日	AD税の課税期間の延長
2023年 1月23日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
3月 8日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2024年 3月 1日	AD税の課税期間の延長
(AD 税率)	
中国：46.5%（1社：34.3%）	

<図表 II-6-6> 韓国及び中国産水酸化カリウム

(経緯)	
2015年 4月 3日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者が所属する業界団体）
5月26日	調査開始
2016年 4月 9日	暫定AD税の賦課開始
8月 9日	確定AD税の賦課開始

<sup>5</sup> これらの法規は、WTO 協定との整合性を保ちながら、随時見直しを行っている。平成 29 年 4 月には、申請負担軽減の観点から、不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインを改正した。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/trade-remedy/20170401\\_release.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/20170401_release.pdf)

<sup>6</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html)

2020年 7月 7日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者が所属する業界団体）
2020年 8月 31日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2021年 8月 14日	AD税の課税期間の延長
2025年 8月 8日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者が所属する業界団体）
12月 25日	AD税の課税期間の延長調査を開始
(AD税率)	
	韓国：49.5%
	中国：73.7%

&lt;図表Ⅱ - 6 - 7&gt; 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート

(経緯)	
2016年 9月 6日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
9月 30日	調査開始
2017年 9月 2日	暫定AD税の賦課開始
12月 28日	確定AD税の賦課開始
2021年 12月 3日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者1社）
2022年 2月 10日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2023年 2月 4日	AD税の課税期間の延長
(AD税率)	
	中国：39.8～53.0%（供給者ごとに異なる）

&lt;図表Ⅱ - 6 - 8&gt; 中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート

(経緯)	
2019年 8月 5日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
9月 26日	調査開始
2020年 6月 27日	暫定AD税の賦課開始
9月 17日	確定AD税の賦課開始
2025年 9月 16日	確定措置満了
(AD税率)	
	中国：37.2%

&lt;図表Ⅱ - 6 - 9&gt; 韓国産炭酸二カリウム

(経緯)	
2020年 4月 30日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者が所属する業界団体）
6月 29日	調査開始
2021年 3月 25日	暫定AD税の賦課開始
6月 24日	確定AD税の賦課開始
2025年 6月 19日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者1社）
8月 20日	AD税の課税期間の延長調査を開始
(AD税率)	
	韓国：30.8%

## &lt;図表Ⅱ - 6 - 10&gt; 韓国及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線

〈経緯〉	
2021年 3月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
6月14日	調査開始
2022年 12月8日	確定AD税の賦課開始
（AD 税率）	
韓国：9.8%～24.5%（供給者ごとに異なる）	
中国：26.5%～41.7%（供給者ごとに異なる）	

## &lt;図表Ⅱ - 6 - 11&gt; 中国産黒鉛電極

〈経緯〉	
2024年 2月26日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者3社）
4月24日	調査開始
2025年 3月29日	暫定AD税の賦課開始
7月 3日	確定AD税の賦課開始
（AD 税率）	
中国：95.20%	

## &lt;図表Ⅱ - 6 - 12&gt; 中国及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

〈経緯〉	
2025年 5月12日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
7月22日	調査開始
（AD 税率） -	

## &lt;図表Ⅱ - 6 - 13&gt; 韓国及び中国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

〈経緯〉	
2025年 4月28日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
8月13日	調査開始
（AD 税率） -	

## &lt;図表Ⅱ - 6 - 14&gt; 韓国及び台湾産ビスフェノールA

〈経緯〉	
2025年 6月 2日	AD 税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者 2 社）
8月 20日	調査開始
（AD 税率） -	

## (9) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、2026 年 3 月末までに、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた紛争は全体で 644 件、そのうち AD 措置に関する事案は 145 件で、我が国が要請したのは 8 件である。具体的には、DS162（米国 - 1916 年 AD 法）、DS184（米国 - 日本製熱延鋼板 AD 措置）、DS244（米国 - 日本製表面処理鋼板 AD のサンセット・レビュー）、DS322（米国 - ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置）、DS454（中国 - 日本製高性能ステンレス継目無鋼管 AD 措置）、DS504（韓国 - 日本製空気圧バルブ）、DS553（韓国 - 日本製ステンレス棒鋼）及び DS601（中国 - 日本製ステンレス製品）である（各紛争の申立国、経過等は資料編第 3 章参照）。



## 「迂回」と通商ルール

### 1. はじめに

貿易救済の「迂回」とは、国際協定で明確に定義されているわけではないが、一般に、貿易救済措置の対象となった製品について、その課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から形式的に外れるように商流や商品特性を微妙に変更するものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような企業行動を指す。本コラムでは、迂回に対するWTOや各国での議論と併せて、日本の近時の動きについても紹介する。

### 2. 迂回の背景とその類型

アンチ・ダンピング（AD）措置は、対象国・対象企業・対象製品を特定して課されるので、他の貿易措置に比べ、その課税範囲は明確かつ限定的である（「輸入源のいかんを問わず」（セーフガード協定2条2項）対象製品に課税するセーフガードと比較するとわかりやすい。）。だが、それは反面、対象企業が商流を変更することで、当該課税範囲を容易に逸脱・迂回できることをも意味する。AD措置は迂回による課税回避のリスクが大きいとされる所以である。具体的な行動は様々であろうが、下記のように類型化されることが多い。

- (ア) 輸入国迂回：課税対象製品を輸出する代わりに、対象製品の部品・原材料を措置発動国へ輸出し、措置発動国内に移転させた生産設備において組み立てて販売すること。
- (イ) 第三国迂回：対象製品の部品・原材料を第三国に輸出し、当該第三国で組み立てた後に措置発動国へ輸出すること。
- (ウ) 軽微変更・後発品迂回：課税対象製品をそのまま輸出するのではなく、微小な加工・修正を加え、別の品目や後発品として輸出すること。

上記のような迂回行動は国境をまたぐ生産拠点の移転等を必要とするから、企業の側でもそれなりのコストを要する。しかし、経済のグローバル化の進展により、企業もサプライチェーンを地球規模で柔軟に変更することが一般的になりつつあり、その意味では迂回のリスクはより増大している可能性がある。

### 3. 各国の迂回防止措置とWTOにおける議論

迂回の横行を放置すれば貿易救済の実効性が失われるとして、迂回行為を調査・認定し、迂回対象製品にも同等の貿易救済措置をとる制度、いわゆる迂回防止措置（反迂回措置）の必要性が長く議論されてきた。AD措置を積極的に活用してきた欧米等は、1980年代から迂回防止措置を国内で法制化している。

ウルグアイ・ラウンドにおいても、欧米等が反迂回措置に関するルールの明文化を主張したが、反迂回の名の下にAD措置が濫用されることを懸念したアジア諸国等が慎重な立場を取り、結果として「この分野の統一的なルールの適用が望ましい」とする閣僚合意が採択されたのみで、ルールの導入には至らなかった。その後、反迂回措置の議論はWTOの下でAD委員会に付託され、非公式グループで協議が継続されたほか、ドーハ開発アジェンダにおいても、米国等から反迂回措置に関するルールの必要性が主張された。しかし、「迂回」の定義などに関する各国の意見の相違は大きく、現在までルール形成には至っていない。

一方で、国内法で迂回防止制度を導入する国は増加しており、マレーシア（1993年）、トルコ（2006年）、ブラジル（2008年）、インド（2011年）、豪州（2013年）、パキスタン（2015年）、カメルーン（2017年）、エクアドル（2018年）、カナダ（2018年）、ベトナム（2018年）、英国（2018年）、タイ

(2019年)、ボリビア(2019年)、コスタリカ(2019年)、コロンビア(2020年)、ペルー(2020年)等も続々と迂回防止制度を導入している。各国の制度は多様だが、迂回行為を認定する要件として、原AD措置の対象製品と迂回が疑われる製品の類似性、及び、輸入国・第三国での組立て・加工の事実や、事後の軽微変更に伴う付加価値が微少であること、を定める例が多い。これはまさに上記2.(ア)(イ)(ウ)の類型とも整合しており、対象企業の迂回行動を認定した上で、原調査の対象となった商業活動が根本的に変化していないことを確認するものとも言えよう。とはいえ、国際ルールが欠けていることもあり、各国の法制度にはばらつきもある。例えば製品の「類似性」「付加価値の軽微性」の認定一つをとっても、追加的な加工作業で付加される価値をパーセンテージで認定し、一定の閾値を定める国もあれば、様々な考慮要素による定性的な評価にとどめる国もある。また、対象企業の迂回行動を認定するために、原調査時点からの貿易パターンの変化や、商流の変化に他のビジネス上合理的な理由がないこと等を要件とする立法例もある。

## 4. 迂回防止措置のWTO協定整合性

明確な国際ルールを欠いた状態で拡散しつつある各国の迂回防止法制だが、WTO協定上の整合性をどう考えればよいか。迂回防止措置に関する明文の規定が存在しない一方で、AD措置はAD協定に基づく「調査に基づいてのみとることができ」(AD協定1条)、「この協定により解釈される一九九四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない」(同18条1項)との規定のみがある現状に鑑みると、迂回防止措置やそのための調査を国際協定上どう位置づけるべきか問題となるが、参考となる先例は少ない。

WTO紛争解決手続で迂回問題の協定整合性を正面から判示した例はない。US - Colour Televisions (Korea)では韓国産テレビの第三国迂回が、South Africa - Blanketing (Turkey)では軽微変更(生地→毛布)迂回が問題とされたが、いずれも措置国が措置を終了したためパネル判断に至っていない。

WTO設立前の古い先例に、輸入国迂回類似の行為(AD課税対象品について、EEC域内に部品・原材料を輸出し、域内で組立て・仕上げを行う)にAD税を賦課する旨のEECの法令について日本がGATTパネルに提訴した事例がある。パネル判示は、迂回防止措置はGATT3条2項違反にあたる(輸入に際して賦課される税でないので関税措置ではない)とし、また、GATT20条d号(法令等の遵守を確保するための措置)による正当化を主張したEECの主張に対し、該当法令の「遵守」対象はAD税の支払いでしかないところ、迂回防止措置はAD税の支払いの「確保」につながらない(迂回は該当法令の趣旨目的を損なう行為ではあるが、その防止まで「遵守を確保(secure compliance)」に含めると同号の射程が広がりすぎる)として、d号に基づく正当化を認めなかった。ただし、この判示は、迂回防止措置のGATT6条整合性は検討していない(EECが正当化根拠としてGATT6条を援用していない)点に留意が必要である。

AD措置が企業の迂回行動により容易に回避されてその実効性を失う事態は望ましくはなく、したがって、かかる迂回行動に何らかの対処をする必要性自体は否定しがたい。ただ、各国が「迂回防止」の名の下にAD措置の対象を無制限に拡張するような事態も妥当とは思えない。結局のところ、迂回のリスクへの対処の必要性と、各国の保護主義的濫用のリスクを勘案しつつ、ルール形成を図っていくほかないと思われる。

## 5. 日本における動き

### (1) 迂回防止制度創設に至る議論

日本は、伝統的な製品輸出国として、迂回防止制度については慎重な態度をとってきたが、日本のAD制度が迂回のリスクと無縁であったわけではない。課税後、AD対象外の第三国からの輸入量が急に増えたり、課税対象と用途が似ているが輸出入統計品目番号は異なる製品の輸入が急増したりする事例は、日本でも観察されてきたとされる。ただ、日本には現在まで迂回防止に特化した調査手続がなく、原則として迂回が疑われる輸出取引について証拠を収集して再度AD申請をやり直すしかない。これでは、申請・調査コストとの関係で迂回行

為への対応を断念せざるを得ない場面がほとんどで、迂回防止措置を導入した諸外国との比較において公平性を欠き、日本のAD制度の実効性を傷つけるものとの指摘もあった。

そこで経済産業省は、2024年8月、翌年度（令和7年度）の関税改正要望事項に「迂回防止制度の創設」という項目を挙げ、正式に迂回防止制度創設を提案し、同提案が関税・外国為替等審議会関税分科会において議論されることとなった。2024年12月20日に同審議会で取りまとめられた「令和7年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申別紙」では、「不当廉売関税に係る迂回防止制度」について、「不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びWTO協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要」と記載された。2025年5月の関税分科会において、不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループで集中的に議論することとなった。経済産業省は、同年8月も同様に翌年度（令和8年度）の関税改正要望事項に「迂回防止制度の創設」という項目を挙げ、迂回防止制度創設を提案した。不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループは、2025年9月および10月に開催され、同年11月の関税分科会において「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループとりまとめ」が策定された。同年12月19日の「令和8年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申別紙」においては「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループとりまとめ」に基づき、制度の対象となる迂回行為は「第三国迂回」、「軽微変更迂回」、「輸入国迂回」の3類型とし、迂回防止調査は、利害関係者による意見の表明の機会等を確保しつつ、合理的な経済活動を行っている者による課税からの「除外申請」に係る調査を含め、調査期間を原則10か月以内（最大で6か月の延長）とし、迂回の事実及び損害等の事実があると認められる場合に、迂回された輸入貨物に対しても原措置と同等の割増関税を課すことを骨子とする、迂回防止制度を創設することが適当であることが盛り込まれた。

そして2026年2月、「不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設」を含む「関税率法等の一部を改正する法律案」<sup>1</sup>が閣議決定の上、第221回国会に提出され<sup>2</sup>、衆議院及び参議院での審議を経て可決・成立、同年4月1日に施行された。

## (2) 迂回防止制度の概要

同法では、不当廉売関税（AD税）に関する関税率法8条とは別に、迂回防止措置（「不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税」）のため同法に8条の2を新設することとされている。迂回防止措置の対象となる迂回行為は、8条の2第1項によれば、第三国迂回（同項1号）、軽微変更迂回（同項2号）、輸入国迂回（同項3号）の3類型があり、国内産業による申請（同条3項）または職権（同条4項）による調査により認定される。元調査に比べ、迅速な対応を可能とするため、暫定措置を行わない代わりに、調査期間は原則10か月以内（6か月以内に限り延長可）（同条5項）とし、AD調査より短縮されている。

調査で認定されるべき要件は、①1-3号貨物の輸入の存在（迂回行為の存在）、②迂回貨物におけるダンピングの事実、③損害（いずれも同条1項）、である。このうち、①迂回行為の立証に関し、第三国迂回（1項1号）では、原AD対象の供給者から輸出される部品・原材料が本邦において生産される原AD対象製品の価額に占める部分について、それぞれ財務省令で定める割合を超えていなければならない（軽微変更迂回（同項2号）については、原AD対象製品と「性質及び形状が近似する」か、「用途が直接競合する」か、がメルクマールとなる。）。

他方、迂回防止措置を適用すべきでない場面として、輸出入量の変動が迂回の認定にそぐわない場面（原AD対象製品の「輸入量の減少」や迂回対象製品の「輸入量の増加」が見られない場合等）（同条2項1号）と、対象製品の輸入がAD「課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合」（同項2号）の2つが規定されている。このうち1号の輸出入量の変動は貿易等からある程度客観的に認定できるが、2号の課税回避目的

<sup>1</sup>財務省ウェブサイト「第221回国会における財務省関連法律」（[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/221diet/index.htm#a02](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.htm#a02)）のうち、「令和8年2月20日関税率法等の一部を改正する法律案」の項にて同法案全文及び関連資料が閲覧できる。

<sup>2</sup>首相官邸ウェブサイト「令和8年2月20日（金）定例閣議案件」（<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2026/kakugi-2026022001.html>）参照。

の不存在については、供給者・輸出者側の証拠提出を待つことになり、迂回防止調査の対象企業による反論を待って審理する事項ということになる（同条6・7・9項参照）。なお、6・7・9項には、課税回避目的の不存在の例として、迂回調査対象製品の供給者が原AD対象製品の供給者と「取引関係にない」場面が例示されている。

迂回防止措置は、調査完結後、貨物・供給者・供給国又は期間を政令で指定する形で課税される。ただし、課税開始後も、供給者は課税回避目的の不存在に関する「十分な証拠」を提出することにより課税の除外を申請することができ（同条10項）、政府は、必要と認める場合は、当該申請に基づき調査（原則10か月以内、6か月以内の延長可（同12項））を行う（同11項）。調査の結果課税回避目的が認められない場合、迂回防止措置から除外する（同13項）だけではなく、賦課済みの課税も還付することとされている（同14項）。

なお、迂回防止措置の「期間」は、原AD措置期間内に限って指定される（同1項）が、原AD措置と異なりサンセット・レビューによる延長（同法8条25項）の規定はない。原措置が延長された場合は、8条1項の「期間」が延長され、連動して迂回防止措置の期限も延長される（別途迂回防止措置に特化した延長調査は行われない）こととなる。

全体として、諸外国の迂回防止法制と比較しても要件が厳格で、かつ供給者側から課税回避目的の不存在の反論の審理が予定されるなど、比較法的にも慎重な手続が用意されている。

---

## 6. おわりに

---

上記のとおり、迂回問題に関する議論は長い歴史を有し、また本書においても迂回の議論を扱うのは初めてではない（2018年版不公正貿易報告書214-216頁の第II部第6章コラム「『迂回』と通商ルール」等参照）。迂回防止措置の法制化に向けて舵を切ることで、日本もある種新たな段階に入ったといえるが、これは従前の議論が無意味になることを意味しない。むしろ、国際ルールが欠如したまま、「反迂回」を名目とした「AD/CVD措置の保護主義的な発動に歯止めがきかない懸念」は深刻化しているし、一部加盟国による無限定な「『迂回』概念の拡大の動き」（同書215頁）にも疑問を呈せざるを得ない。「問題の本質は、特定の製品に関する世界規模での過剰供給やその背景としての不公正な通商慣行」（同書216頁）にあるとの長期的な視点を維持しつつ、適切なルール執行のための多国間の取組を続け、その取組の一環として迂回防止措置を位置づけていく必要があるだろう。